

諮問番号：平成 30 年度（情）諮問第 2 号

答申番号：平成 30 年度（情）答申第 2 号

## 答申書

### 第 1 審査会の結論

実施機関が平成 31 年 1 月 18 日付、銚税第 938 号で諮問のあった実施機関以外が行う個人情報情報の取扱いについては公益上必要であると判断する。ただし、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合に限る。

### 第 2 諮問内容

平成 31 年 4 月からの運用開始に向け、現在、県内 43 市町村で被災者生活再建支援システムの共同整備を進めております。

そのシステムのクラウド型サーバーに、「住民基本台帳情報」及び「家屋課税台帳」の個人情報データを事前に登録し、利用することになります。

実際の運用は、災害時の利用に限定され、罹災証明書の申請者や申請対象建物と建物被害調査結果などの整合作業を円滑に実施できるようにするものであります。

また、想定される大規模災害時の応援要請により、他自治体職員が当市の罹災証明の交付業務を実施することに伴い、「住民基本台帳」及び「家屋課税台帳」の個人情報データを利用させることとなります。

つきましては、銚田市個人情報の保護に関する条例第 8 条の規定において「実施機関は、保有個人情報について、収集した目的以外の目的のための利用又は当該実施機関以外の者への提供をしてはならない」となっておりますが、同条第 1 項第 4 号に規定される「個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」及び同条第 1 項第 6 号に規定される「実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。」に該当すればこの限りではないとなっております。

審査会で緊急かつやむを得ないこと、公益上必要であることとして認めていただければ、災害発生時において迅速な対応ができ、他自治体から応援を頂いた職員にも罹災証明の発行事務ができるようになります。

### 第 3 調査審議の経過

平成 31 年 1 月 18 日 諮問書の受付

平成 31 年 1 月 23 日 審議（平成 30 年度第 1 回情報公開・個人情報審査会）

### 第 4 審査会の判断の理由

審査会は、検討した結果、以下のように判断する。

大規模災害時に応援要請により他自治体の職員が当市の罹災証明書の交付業務を実施することに伴い、住民基本台帳及び家屋課税台帳の個人情報データを利用することは公益上必要なことであると判断する。ただし、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認める場合に限る。

よって、当審査会は、第 1 の記載のとおり答申する。

銚田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 柳橋 政義

委員 沼田 妙佳

委員 海老澤 光男